

第 19 号議案

中野区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 30 年 3 月 5 日

提出者 中野区長 田 中 大 輔

(提案理由)

高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

中野区後期高齢者医療に関する条例（平成20年中野区条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「法第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項に規定する病院等」を「法第55条第1項に規定する病院等」に改め、同条第3号中「法第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「法第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定により区に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。